

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	後期高齢者医療保険に関する事務

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

中野市は、後期高齢者医療保険に関する事務における特定個人情報保護ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

## 評価実施機関名

中野市長

## 公表日

令和5年5月30日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	後期高齢者医療保険に関する事務
②事務の概要	被保険者の資格管理に関する申請、及び届け出の受付 医療給付に関する申請、及び届け出の受付、保険料の還付
③システムの名称	収滞納管理システム、後期高齢者医療システム、総合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
被保険者台帳ファイル、賦課台帳ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の第59項 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律別表第一の主務省令で定める命令46条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	番号法第19条8号 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠):第83の項 (別表第二における情報照会の根拠):第82の項 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (別表第二における情報照会の根拠):(43-2-2条) 高齢者の医療の確保に関する法律 (別表第二における情報提供の根拠):(107、110条) 介護保険法 (別表第二における情報提供の根拠):(136、138、140、141条)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	くらしと文化部 市民課
②所属長の役職名	市民課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	中野市くらしと文化部市民課 中野市三好町一丁目3番19号 電話:0269-22-2111(代表)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	中野市くらしと文化部市民課 中野市三好町一丁目3番19号 電話:0269-22-2111(代表)

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	福祉課長 町田 義文	福祉課長 小橋 俊樹	事後	
令和1年6月26日	IVリスク対策		IVリスク対策全文	事前	
令和1年12月9日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務の概要	被保険者の資格管理に関する申請、及び届出の受付 医療給付に関する申請、及び届出の受付	高齢者の医療の確保に関する法律及び長野県後期高齢者医療広域連合規約に基づく、被保険者の資格管理、保険料の徴収に関する事務、被保険者の資格に係る申請等に関する事務、医療給付に係る申請等に関する事務等	事後	
令和1年12月9日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務③システムの名称	収滞納管理システム、後期高齢者医療システム、総合宛名システム、中間サーバー	後期高齢者医療広域連合標準システム、後期高齢者医療システム、収納・口座システム、総合宛名管理システム、中間サーバー	事後	
令和1年12月9日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	番号法第19条7号	番号法第19条第7号 別表第二 別表第二における情報照会の根拠 : 項番82 別表第二における情報提供の根拠 : 項番83	事後	
令和2年3月31日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	福祉課長 小橋 俊樹	福祉課長	事後	様式改正に伴う表記変更であり、重要な変更には該当しない。
令和2年3月31日	II-1. 対象人数 係数の判断時点	平成31年4月1日 時点	令和2年3月1日 時点	事後	保護評価再実施に伴う修正
令和2年3月31日	II-2. 取扱者数 係数の判断時点	平成31年4月1日 時点	令和2年3月1日 時点	事後	保護評価再実施に伴う修正
令和3年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署 ①、②	①健康福祉部 福祉課 ②福祉課長	①くらしと文化部 市民課 ②市民課長	事後	
令和3年4月1日	7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	中野市健康福祉部福祉課	中野市くらしと文化部市民課	事後	
令和3年4月1日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	中野市健康福祉部福祉課	中野市くらしと文化部市民課	事後	
令和3年5月19日	I-4. ②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	法改正
令和4年3月8日	I-1-②事務の概要	被保険者の資格管理に関する申請、及び届出の受付 医療給付に関する申請、及び届出の受付	被保険者の資格管理に関する申請、及び届出の受付 医療給付に関する申請、及び届出の受付 保険料の還付	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月8日	I-4-②法令上の根拠	番号法第19条第8号	番号法第19条8号 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠):第83の項 (別表第二における情報照会の根拠):第82の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (別表第二における情報照会の根拠):(43-2-2条) 高齢者の医療の確保に関する法律 (別表第二における情報提供の根拠):(107、	事前	
令和5年5月30日	II-1.対象人数 係数の判断 時点	令和2年3月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	保護評価書見直しに伴う修正
令和5年5月30日	II-2.取扱者数 係数の判断 時点	500人以上 令和2年3月1日 時点	500人未満 令和5年4月1日 時点	事後	保護評価書見直しに伴う修正